

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社グループは、サプライチェーンのお取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接のお取引先を通じてその先のお取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、お取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、お取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

また当社グループは、チームマーチャンダイジング活動などを通じて、業界や業態の垣根を超えたイノベーティブな取り組みを進めます。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、下請事業者とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

#### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請は行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

#### ②型管理などのコスト負担

型を必要とする取引については、不要な型の廃棄を促進するとともに、型の保管について下請事業者の損失につながらないよう十分に配慮します。

#### ③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、将来的には支払サイトを60日以内とするよう努めます。

#### ④知的財産・ノウハウ

契約上知り得た下請事業者の知的財産権やノウハウについては、下請事業者の損失につながらないよう十分に配慮します。

#### ⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

お取引先も働き方改革に対応できるよう、一方的な短納期発注や急な仕様変更などの不当な取引条件の変更の要請を行いません。災害時等においては、お取引先に一方的な負担を押し付けないように、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他

当社グループは、継続的に「お取引先様アンケート」を実施し、お取引先のご意見を真摯に受け止め、適宜改善活動に取り組みます。

2020年11月12日

株式会社セブン&アイ・ホールディングス

代表取締役 井阪 隆一